平成２６年（フ）第５２７号
川崎市川崎区藤崎３丁目４番20号
債務者　池田　隆志
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門354番地１　シャーメゾン大門Ａ棟102号室
債務者　島崎　孝雄
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３１０号
山梨県笛吹市石和町唐柏532番地　メープル唐柏Ｂ－206、債務名義上の住所山梨県甲府市下飯田４丁目８－33　ドウェルアサヒ４－Ｂ
債務者　小澤ひろみ
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
山梨県甲府市住吉４丁目16番38号
債務者　渡邊多恵子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３９５号
高知県土佐市高岡町丙382番地
債務者　川崎　　満
1　決定年月日時　平成27年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２１号
沖縄県国頭郡金武町字金武4222番地２　テラスちゅら浜209号室
債務者　友利まり子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３４号
沖縄県国頭郡本部町字大浜880番地３　ニライ荘２－Ｂ
債務者　川田日出夫
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第４３号
沖縄県名護市東江４丁目２番９－301号山城第一マンション
債務者　平良　千草（旧姓長嶺）
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第４５号
沖縄県名護市大東２丁目13番12－406号ニューライフ名護
債務者　宮城　幹夫
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第４７号
沖縄県国頭郡本部町字瀬底278番地
債務者　大武慎太郎
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第３３号
熊本県山鹿市鍋田1872番地２
債務者　瀬口なおみ
1　決定年月日時　平成27年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２７年（フ）第８４号
東京都足立区千住元町34－４－1206、住民票上の住所東京都足立区千住龍田町30－５
債務者　佐藤　　宙
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２１６５号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1300番地－６－102号萩園サンハイム
債務者　ヒラツカ　ジョアン　モリナ
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５７４号
静岡市駿河区丸子３丁目２番２－303号
債務者　久野　和子
1　決定年月日時　平成27年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８号
栃木県栃木市城内町２丁目26番21号　城内南市営住宅ＬＤ36
債務者　関口絵里香
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第２４７号
静岡県富士市広見西本町６番16号　イワサキハウス202号
債務者　仁科　澄子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前11時30分
静岡地方裁判所富士支部